Title	東京・大阪以外の地方裁判所の知的財産権関係民事判決全件調査(令和2年)
Author(s)	谷川, 和幸
Citation	知的財産法政策学研究, 68(1), 31
Issue Date	2023-09
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/90487
Туре	bulletin (article)
File Information	68_01_Tanikawa.pdf



# 東京・大阪以外の地方裁判所の知的財産権関係 民事判決全件調査(令和2年)

谷川 和幸

# 1. はじめに

前稿 ¹に引き続き、本稿では令和 2 年中に東京・大阪以外の地方裁判所で判決によって終局した知的財産権関係民事事件 ²の判決(以下単に「知財判決」という)を全件調査した結果を報告する。

前稿で明らかにしたとおり、東京・大阪以外の地方裁判所の知財判決が 裁判所ウェブサイトに掲載される割合は極めて低く、平成29年から令和3年までの5年間の累計公開率はわずか4.1%に過ぎない(判決書単位で はなく事件番号単位で計算した数値)。本稿が対象とする令和2年についていえば、裁判所ウェブサイトに掲載されているものはわずか1件(5%)である。残り95%の事件の判決は、商用データベースに掲載された1件を 除き、全てが未公開とされてきた。

筆者はこのような未公開判決の中にも法的に重要な判断をしたものが 埋もれているのではないかと考え、事件番号リストを入手し、訴訟記録の 閲覧をすることにより、未公開判決の調査を行ってきた(その研究手法の 詳細については前稿を参照されたい)。

本稿では令和2年の1年間を対象に、裁判所ウェブサイト掲載判決1件 (【4】番)、商用データベース掲載判決1件(【14】番)及び未公開判決15

知的財産法政策学研究 Vol. 68 (2023) 1

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 谷川和幸「知的財産権関係民事判決の公開状況について-東京・大阪以外の地方 裁判所の令和元年知財判決全件調査-」知的財産法政策学研究 65 号 (2022 年) 1 頁。

<sup>2</sup> ワ号事件を指す。したがって行政事件や地方裁判所の控訴事件などは含まない。

件の計 17 件について、事案の概要と判旨を、簡単なコメントとともに紹介する。

# 2. 今和2年の知財判決の紹介

## (1) 概要

令和2年の1年間に全国の地方裁判所で判決によって終局した知的財産 権関係民事事件は、事件番号単位で151件存在する。以下の表は裁判所ご との既済事件数、裁判所ウェブサイトでの公開数(事件番号単位)及び公 開率をまとめたものである。

《表 1》地方裁判所ごとの既済事件数、公開数及び公開率(令和 2 年)

(公司) 20000111111111111111111111111111111111	20.4		
裁判所名	既済事件数	裁判所ウェブサイト での公開数	公開率
東京地裁本庁	113	105	92.9%
千葉地裁佐原支部	1	0	0%
水戸地裁土浦支部	1	0	0%
大阪地裁本庁	18	16	88.9%
京都地裁本庁	2	1	50%
名古屋地裁本庁	1	0	0%
名古屋地裁豊橋支部	3	0	0%
山口地裁下関支部	1	0	0%
福岡地裁本庁	3	0	0%
大分地裁本庁	1	0	0%
青森地裁弘前支部	1	0	0%
札幌地裁本庁	5	0	0%
高松地裁本庁	1	0	0%
合計	151	122	80.8%

前稿で明らかにしたとおり、東京地裁本庁及び大阪地裁本庁の知財判決は「ほぼ全件公開」(令和2年についていえば9割前後の公開)が実現さ

れているのに対し、それ以外の地方裁判所の知財判決は、広く報道された 事件を除き、基本的に公開されない運用となっている<sup>3</sup>。そこで本稿では、 東京・大阪以外の地方裁判所の未公開の知財判決に注目し、その内容を全 件調査した結果を報告する(公開されている判決についても、全体の傾向 を知るために簡単に触れる)。

以下に紹介する 17 判決の内訳を、そこで問題となった知的財産の種類と本稿における紹介番号を含めて整理すると、次表のとおりである。

《表 2》東京地裁及び大阪地裁以外の地方裁判所の令和 2 年知財判決の内訳

裁判所名	件数	知的財産の種類	本稿での番号
千葉地裁佐原支部	1	商標権	[11]
水戸地裁土浦支部	1	著作権 (侵害訴訟)	
<b>小户地</b> 教工佣文部		ただし本稿では取り上げない4	_
<b>岩板地北土广</b>	2	不正競争(品質誤認) 1件	[4]
京都地裁本庁		著作権(侵害訴訟) 1件	[5]
名古屋地裁本庁	1	商標権	[16]
名古屋地裁豊橋支部	3	著作権(侵害訴訟) 3件(併合)	[6]
山口地裁下関支部	1	不正競争 (営業秘密)	[3]
<b>克阿斯</b>	3	商標権 2件	[13] [15]
福岡地裁本庁		意匠権 1件	[17]
大分地裁本庁	1	商標権	[12]
青森地裁弘前支部	1	不正競争 (商品等表示)	[1]
	5	著作権(侵害訴訟) 1件	[7]
札幌地裁本庁		著作権(発信者情報開示請求) 3件	[8] [9] [10]
		商標権 1件	[14]
高松地裁本庁	1	不正競争 (営業秘密)	[2]

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 裁判所ウェブサイトで公開されている京都地裁の事件はいわゆる「八ッ橋」事件 (【4】番)であり、広く報道されたものである。

<sup>4</sup> 著作権侵害を理由とする損害賠償請求の事案ではあるが、被告による無断利用が あったとする証拠を原告が何ら提出しておらず、極めて簡単に棄却された事例であ るため、本稿では取り上げない。

知的財産法政策学研究 Vol. 68 (2023) 3

合計	20	不正競争 4件	$[1] \sim [4]$
		著作権 9件	
		うち侵害訴訟 6件5	[5] $\sim$ [7]
		うち発信者情報開示請求 3件	[8] $\sim$ [10]
		商標権 6件	[11] $\sim$ [16]
		意匠権 1件	[17]

令和2年に終局した東京・大阪以外の地方裁判所の知的財産権関係民事事件は事件番号単位では20件存在するが、1件は取り上げず(注4参照)、また3件の事件が併合されて1通の判決書で処理されているものがあることから(注5参照)、取り上げる判決の数としては17件となる。

これら17件の知財判決において問題となった知的財産の種類としては、 著作権と商標権が同数で最も多く(いずれも6件)、次いで不正競争(4件)、 意匠権(1件)となっている。

不正競争のうち営業秘密該当性が争われたものが2件あるが(【2】番と【3】番)、前者では営業秘密該当性が否定され、後者では肯定されている。著作権については観光マップの類似性が争われた事例(【5】番)、自費出版の出版業者が著者の手足として行った複製に関する不法行為責任の有無について原審と控訴審で判断が分かれた事例(【6】番)、「Yahoo!知恵袋」に参考画像として写真を無断投稿した行為が適法引用に当たるかが争われた事例(【8】番)など、興味深い判断をした判決がいくつも存在している。商標権についても、商標の類否が争われた事件のほか、商標的使用に当たるかが争われた事例(【12】番)、商標法3条1項柱書違反が問題となった事例(【13】番)など争点がバラエティに富んでいる。

以下では、裁判所ウェブサイト公開判決(1件)と商用データベース掲載判決(1件)も含めた全17件につき、未公開判決(15件)を中心に全件紹介する。なお前稿同様、[判旨]として紹介している内容のうち、カギカッコで括った数行程度の短い文章は判決文の重要部分に限って書き写したものであるが、それ以外の部分は閲覧の際のメモに基づいて筆者が再

٠

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 6 件の事件のうち 3 件は併合されて 1 通の判決書となっており (【6】番)、1 件は本稿では取り上げない(前注参照)ので、取り上げる判決の数は 3 件(【5】番~【7】番)となる。

<sup>4</sup> 知的財産法政策学研究 Vol. 68 (2023)

構成したものであり、必ずしも判決文の言い回しそのものではないことに 注意されたい。また、当事者名は法人も含めて可能な限りXやYといった 仮名にしたが (ただし著名なデジタルプラットフォーム提供者はこの限り でない)、その他の固有名詞や標章を全て仮名化しているわけではない。 これは例えば商標の類否が問題となっている事案において当該商標まで 仮名にすると判決の紹介として意味を成さなくなってしまうためである (裁判所ウェブサイトにおいて公開されている判決においても、このよう な固有名詞や標章まで仮名化されているわけではない)。

# (2) 不正競争防止法に関する事件

まずは不正競争防止法に関する事件から、不正競争の類型ごとに、判決 年月日順に紹介する。

### (2-1) 周知表示混同惹起行為(1号)

【1】青森地裁弘前支部令和2年5月31日判決(不正競争行為差止等請求事件) 「事案の概要〕

原告Xは、「寝転ぶとすげ一楽」の文字をデザインした表示(原告表示) を作成し、同表示をプリントしたTシャツ(原告商品)をインターネット 上のショッピングサイトを通じて販売している。訴外第三者(模倣品販売 者) は原告表示をプリントした模倣品のTシャツをXに無断で製造し、 Amazon マーケットプレイス、楽天市場、Yahoo!ショッピング等を通じて 販売している。

Xは、原告表示が周知の商品等表示に当たることを前提に、これと類似 する表示を使用した模倣品のTシャツを販売する行為が不競法2条1項1 号の不正競争に該当するとして、アマゾンジャパン合同会社、楽天株式会 社及びヤフー株式会社を被告として、これらのTシャツの販売の差止め及 び損害賠償並びに模倣品販売者をマーケットプレイス等から追放するこ と等を請求する訴訟を提起した。

主要な争点は、原告表示が周知の商品等表示に当たるかである。

### [制]

裁判所は、原告表示が商品の自他識別機能又は出所表示機能を有するも

のとは認められず、さらに原告商品の販売実績を示す証拠も十分ではないとして、周知の商品等表示であることを否定した。そのうえで「念のため」として、被告らはいずれもマーケットプレイスサービス等の提供者であり、被告ら自身が原告表示を使用したとはいえないとも述べて請求を棄却した(確定)。

#### 「コメント」

原告表示は「寝転ぶとすげ一楽」との文字列をデザインしたものであり、一般消費者からは、出所表示ではなく単なるTシャツのデザインと認識されるにとどまるとの趣旨の判断が示された事例である。

なお本件で模倣品 T シャツを現実に販売しているのは訴外第三者(模倣品販売者)であるから、プラットフォーム事業者である被告らが使用の主体であるというためには、例えばチュッパチャプス事件控訴審判決 <sup>6</sup>を参考に規範的な侵害主体性を主張することが検討されるべきであった。しかし本件で原告はそのような法的構成を主張しておらず、裁判所もこれについては何ら述べていない。

## (2-2) 営業秘密(4~10号)

【2】高松地裁令和2年1月10日判決(損害賠償請求事件)

### [事案の概要]

原告 X 社、被告 Y 社ともにコインパーキング事業を行っている。 X がコインパーキングを新規設置するに当たっては、①営業担当の従業員がエリア内の土地をくまなく探索して、コインパーキングに適した土地を候補地として把握する、②その土地の位置、周囲の状況から適正賃料を把握する、③インターネットで登記内容を確認して、所有者を調査する、④ここまでの情報を整理した書面を作成し、社内の会議で提示する、⑤所有者と接触して説明し、賃料を提示する、⑥所有者がコインパーキングの設置を承諾すれば賃貸借契約を締結する、との手順がとられる。

Xは、上記手順④で作成される書面に記載された、候補地の所在地、その所有者、提示賃料の情報が営業秘密に当たるところ、Xの元従業員が同

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 知財高判平成 24 年 2 月 14 日判時 2161 号 86 頁。

<sup>6</sup> 知的財産法政策学研究 Vol. 68 (2023)

書面をコピーして持ち出し、Yが営業秘密を不正に取得・使用した(不競 法2条1項4号又は5号)と主張するとともに、仮に営業秘密に該当しな いとしても、Xが交渉中の所有者に対してYも交渉を仕掛けて契約を締結 することによりXの潜在的顧客を奪取したことが不法行為に当たると主 張して、Yに対して損害賠償を請求した。

主要な争点は営業秘密該当性と一般不法行為の成否である。

### [制]

裁判所はまず営業秘密該当性について、就業規則や誓約書等による漏洩 禁止の定めがなかったこと、アクセス可能な者を制限する措置がとられて いなかったこと、アクセスした者に営業秘密であることが認識できるよう な具体的な措置がとられていなかったこと、営業秘密に関する研修等もな かったことなどの事実を認定し、比較的小規模な会社でも可能な範囲の秘 密保持に関する客観的な措置が講じられていた形跡はうかがえないとし て、秘密管理性を否定した。さらに、土地所有者との間で、交渉の事実や 交渉内容について秘密保持契約を締結していないことから、Xの管理下以 外では一般に入手することができない情報であるとまではいえないとし て非公知性も否定した。これらより、営業秘密であることを前提とする請 求は棄却された。

次に一般不法行為の成否について、「被侵害者側とされる企業の保護さ れるべき利益と、侵害側とされる企業の経済的利益追求の自由な営業活動 (自由競争)との調和の観点から、侵害側の情報入手手段の違法性が強い とか、他に自由競争社会の取引秩序を逸脱するような事情が認められる場 合に限り、一般の不法行為責任が成立すると解すべきである」との一般論 を述べた。そのうえで、Xの元従業員がYに対してXの交渉状況等を漏洩 した事実は認められないこと、YがXの委託先や外部者等の第三者から情 報を得ていた可能性は否定できないものの、それが直ちに違法性の強い手 法によるものであるとまでは認められないこと、結局のところXとYが所 有者によって主として提示賃料において比較され、Yが選択されたという 経緯であることなどを踏まえて、自由競争社会の取引秩序を挽脱するとは、 認めがたいとして、請求を棄却した(控訴後和解)。

### [コメント]

営業上の情報について、秘密管理性及び非公知性が問題となった一事例である。

# 【3】山口地裁下関支部令和2年2月18日判決(役員報酬等請求事件) [事案の概要]

原告 X 社は水道事業や LP ガス事業等を業とする株式会社であり、被告 Y1 はその代表取締役であった者である。 X は同族経営企業であり、 Y1 の 兄が水道事業を担当する代表取締役を、 Y1 が LP ガス事業を担当する代表取締役を務めていた。 被告 Y2 社は Y1 の子が代表取締役となって設立された会社であり、 LP ガス等の販売を業としている。

Y1 はXを退社してY2 の代表取締役に就任した。その後Y2 は、Xの顧客に対して LP ガス供給契約の転換を勧誘した。その結果、少なくとも約150 件(これはXの LP ガス事業の顧客の約20%に当たる)のX との契約をY2 との契約に転換させた。

Xは、Yらによる上記勧誘が、Xから示された顧客情報(氏名、住所、連絡先、LP ガスの使用量等)の不正開示及び不正使用(Y1 につき不競法 2 条 1 項 7 号、Y2 につき同 8 号)に当たるとして、Yらに対し損害賠償を請求した。

争点は顧客情報が営業秘密に該当するか否かである。Xにおいて顧客管理ソフトがインストールされたパソコンには起動時に ID・パスワードは要求されていなかったが、取締役在任当時のY1はXのガス事業の責任者として顧客名簿を管理する立場にあり、顧客名簿を他社に漏洩してはいけない情報として取り扱っていた。

#### [制]

裁判所は、「秘密管理性は、会社が情報を秘密であると単に主観的に認識しているだけでは不十分であり、会社の秘密管理意思が具体的状況に応じた経済合理的な秘密管理措置によって、従業員に明確に示された結果として従業員が当該秘密管理意思を容易に認識できる場合に認められる」との一般論を述べたうえで、次の事実を指摘した。

①顧客名簿は、ID やパスワードの設定されていないパソコンに格納されており、従業員であれば物理的には誰でも見ることができた。②情報の管理に関する会社内の規定も存在しなかった。他方で、③顧客管理ソフトは COBOL(プログラミング言語)で作成されたソフトであり、X社内のほかのパソコンでは起動することができない形式で格納されていた。④当該パソコン自体へのアクセスはY1によってガス事業関係の従業員以外には制限されていた。⑤顧客名簿の印刷もY1の許可がなければできなかった。⑥Y1自身も顧客名簿の情報について、他社に漏洩してはいけない情報と認識して厳重に管理していた。

そして「このような管理がされている顧客名簿は、Xの従業員からしても秘密として管理されていることが容易に認識できるから、秘密管理性を有するものと認められる」と結論付けた。そして有用性と非公知性も認められるとして営業秘密該当性を肯定し、Y1による不正開示行為及びY2による不正使用行為が認められるとした。

損害額(Xの逸失利益)については、LPガス供給契約の顧客には転換の自由があること及び、仮にY1の退職後に競業避止義務があったとすれば1年程度が相当であることから、奪取された約150件の契約が存続していた場合にXが得たであろう利益の1年分を損害額として算定した(控訴後和解)。

### [コメント]

ID・パスワードの設定されていないパソコンに格納されていた顧客情報について、その他の管理状況から、秘密管理性が肯定された事例である。当時のXの従業員は12名程度、そのうちガス事業に携わる者が5名程度であったと認定されており、比較的小規模な事業所における「具体的状況に応じた経済合理的な秘密管理措置」が認められた一事例としての意義を有する。

### (2-3) 品質誤認 (20号)

【4】京都地裁令和2年6月10日判決(不正競争行為差止等請求事件)

京銘菓「八ッ橋」の製造販売業者どうしの紛争として新聞報道され、裁判所ウェブサイトにも判決が掲載された事件であることから、簡単な紹介

にとどめる。

被告が店舗の暖簾や看板等に「創業元禄二年」と表示したこと等が品質 誤認表示(不競法2条1項20号)に当たるとして、原告が被告に対し、 表示の差止等を請求した。

裁判所は「被告各表示に接した需要者が、歴史の古さが被告菓子の品質及び内容の優位性を推認させると受け取ることがあるとしても、それが、必ずしも需要者の行動を左右する事情であるとはいえない。被告各表示は、いずれも商品の品質及び内容の優位性と結びつき、需要者の商品選択を左右するとはいえないから、品質等誤認表示とはいえない」と判示して請求を棄却した(控訴棄却。最高裁の上告不受理決定により確定7)。

### (3) 著作権法に関する事件

次に著作権法に関する事件を、侵害訴訟と発信者情報開示請求事件とに 分けて、判決年月日順に紹介する。

### (3-1) 侵害訴訟

【5】京都地裁令和2年1月15日判決(著作権侵害差止等請求事件) [事案の概要]

京都市内の観光マップについて類似性が問題となった事例である。原告 X は、芸舞妓に関する団体から発注を受け、京都を観光する外国人観光客 向けに原告地図を制作した。その際、外国人観光客が立ち寄ることが多い 寺社仏閣や観光施設のほか、芸舞妓に関する施設(伎芸施設)や宿泊施設を取捨選択し、原告地図内にその場所・名称を書き入れた。地図の図示範囲としては、北は国際会館駅付近、南は伏見稲荷神社付近、東は大文字山付近、西は嵐山付近をそれぞれ選択した。また、記載する道路の取捨選択のほか、施設・道路等の名称にそれぞれ色を付けた表示方法にも創作性があると主張した。

被告Y社が制作した被告地図も同様の図示範囲を選択したものであるが、原告地図とは観光施設等の取捨選択がやや異なっている。他方、二条城や平安神宮などの敷地内に描かれた建物や通路・堀等の形状が原告地図

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 控訴審:大阪高判令和3年3月11日判時2491号69頁。上告審:最三決令和3年9月14日LEX/DB25591364。

<sup>10</sup> 知的財産法政策学研究 Vol. 68 (2023)

のそれと酷似している。

Xが、被告地図は原告地図に依拠して制作されたものであることを前提に、被告地図の印刷・頒布行為が複製権、翻案権及び同一性保持権の侵害に当たるとして、頒布の差止等及び損害賠償を請求した。主たる争点は原告地図の著作物性と、両地図の類似性である。

#### [制]

裁判所はまず地図の著作物の創作性について、ふぃーるどわーく多摩事件東京地裁判決<sup>8</sup>が述べたのとほぼ同様の判示をしたうえで、「原告地図に記載されている情報の取捨選択及びその表示の方法を総合して、原告地図の著作物性の有無を判断する」との一般論を示した。

図示範囲については、京都五山が全て図示されるよう範囲を選択しつつ 嵐山や伏見稲荷神社周辺も含まれるようにすることは、京都市内を観光す るための観光地図としては一般的なもので、創作性は認められないとした。 道路の取捨選択はありふれたものであり、色分けの表現方法についても一 般的な手法であるとした。他方、原告地図に記載されている観光施設等の 情報については、「多数ある観光施設や伎芸施設、宿泊施設などの中から、 どのような施設を掲載するかをXの経験等に基づいて取捨選択した上で、 原告地図上に記載しているから、作成者の個性が表れているといえる。も っとも、原告地図……において掲載された観光施設や伎芸施設、宿泊施設 等は、いずれも京都市を訪問する観光客が観光することが多いと想定され る著名なものであるから、作成者の創作性が表現されている範囲は、限定 的であるというべきである」として、限定的ながらも創作性を肯定した。

次に依拠については二条城や平安神宮の敷地内の建物等の形状の一致が、原告地図に依拠しない限り偶然生じることはあり得ないことなどを理由に、依拠を肯定した。

最後に類似性については、図示範囲、道路の取捨選択、表現方法についてはいずれも創作性がない部分の共通性であるとした。掲載されている施

\_

<sup>\*</sup> 東京地判平成13年1月23日判時1756号139頁(「記載すべき情報の取捨選択及びその表示の方法に関しては、地図作成者の個性、学識、経験、現地調査の程度等が重要な役割を果たし得るものであるから、なおそこに創作性が表われ得るものということができる」)。

設の取捨選択については「共通するものが多いが、いずれも一般的に観光施設等として著名なものが多く、観光地図に記載されるのがありふれたものといえるから、この点の共通性があったとしても、このことからただちに原告地図の本質的な特徴を覚知できるものとはいえない」とし、結論として類似性を否定し、Xの請求を棄却した(控訴後和解)。

### [コメント]

被告地図は原告地図に依拠して制作されたと認定しつつも、記載する観光施設等の取捨選択に相違点があることから、類似性が認められなかった事例である。類似性が否定された背後には、創作性が限定的である場合にはデッドコピーのように高い共通性がなければ著作権侵害にはならないとする発想<sup>9</sup>があるように思われる。

【6】名古屋地裁豊橋支部令和2年1月29日判決(損害賠償等請求事件) [事案の概要]

自費出版の制作過程に関与した出版業者が、制作過程で自らが行った複製行為について不法行為責任を負うかが問題となった事案である。

原告 X3 が作成した図面と撮影した写真(本件被侵害図面等)が収録された「本件書籍 2」は、出版社である原告 X2 社から発行された。原告 X1 は同社の代表取締役であり、本件書籍 2 の奥付において「編集責任」と記載されている者である。

被告Yは個人企業である出版社の代表を務める者である。Zが編著した「本件書籍1」はいわゆる自費出版書籍であり、YはZとの間の自費出版契約に基づき同書を発行した。同書の奥付には発行者としてYの名が、編集及び発行所としてYが代表を務める出版社の名称が記載されている。同書中には、本件被侵害図面等がXらの許諾なく転載されている。これらはいずれもZの指示に従ってYが本件被侵害図面等に依拠して描き直したり、そのままスキャナーで読み込んで複写したりしたものである。

この無断転載が複製権及び氏名表示権の侵害に当たるとして、①X1が、 X3 が創作した図面等について職務著作が成立するのでX1 が著作権等を

<sup>9</sup> 上野達弘=前田哲男『著作物の類似性判断 ビジュアルアート編』(勁草書房、 2021年) 16 頁参照。

<sup>12</sup> 知的財産法政策学研究 Vol. 68 (2023)

有すると主張して、次に②X2が、仮にX1の主張が認められないとして も、同様に職務著作によって X2 が著作権等を有すると主張して、最後に ③ X3 が、職務著作の成立が認められない場合には X3 が著作権等を有す ると主張して、いずれもYに対し、本件書籍1の発行・販売等の差止めや 損害賠償等を請求した。

当初はZも被告とされていたが、第一審係属中にZが死亡し、その訴訟 承継人とXらとの間で和解が成立したことにより、Yのみが被告として残 されたという経緯がある。

本件の主要な争点は職務著作の成否とYの不法行為責任の有無である。 Yは、本件書籍1は自費出版書籍であってYは単なる印刷業者に過ぎない し、過失もないので著作権等の侵害責任を負わないとして争った。

### [制]

裁判所は本件被侵害図面等の著作物性を肯定したうえで、職務著作の成 立を否定した。本件書籍2において各図面等の著作者名の表示がないこと から公表名義要件を欠くというのが主たる理由である。その結果、X1及 びX2 は本件被侵害図面等につき権利を有しないとして、X3 による請求 のみが検討されることとなった。

そのうえで、本件書籍1の発行行為はX3が有する複製権及び氏名表示 権の侵害であるとし、Yの責任については「Yは、Zから依頼を受けて… …本件被侵害図面等……をスキャナーで読み込んで複製する、2の指示に 従って作成する等したことを自認しているから、実際に複製行為を担って いたといえ、本件被侵害図面等の著作権(複製権)侵害の主体というべき である」と判示した(過失も肯定)。もっとも本件書籍 1 については既に 本件被侵害図面等を除去した改訂版が発行されていることから、侵害のお それは認められないとして差止請求等は棄却し、損害賠償請求のみが一部 認容された。

これに対しX1、X2及びYが控訴 10。控訴審(名古屋高裁令和2年10 月 13 日判決) は、著作者に関する原判決の判断を引用してXらの控訴を

<sup>10</sup> X3 が控訴していないため、X3 の差止請求を棄却した部分は控訴審の審判対象 ではない。したがって控訴審ではYのX3 に対する不法行為責任の有無のみが検討 されている。

乗却したうえ、Yの控訴に基づいて原判決を取り消し、X3の請求についても棄却した。その理由はYの責任に関して原審とは異なる判断をしたためである。控訴審は原判決の上記引用部分を削除し、次のとおり判示した。「Yは、Zが持ってきた図版を描き直したり、スキャナー(複写)するなどしているものの、これは、出版物としての体裁を整え、印刷製本するための準備行為にすぎず、Yは、あくまでも本件自費出版契約に基づき、Zから本件書籍1の印刷出版を請け負い、その範囲で必要な行為を行ったにとどまるということができる。/そうすると、本件書籍1の発行において、Yの行為は、印刷出版業者としての行為及びZの作業を補助する行為のいずれについても、いわば編著者であるZの手足となって行われたものであり、このようなYの行為をもって、……本件被侵害図面等……の著作権(複製権)に対する、Zによる侵害行為とは別個独立の侵害行為と評価することはできないというべきである。/したがって、これにつきYは不法行為

これに対しX3が上告及び上告受理申立てをしたが、最高裁は例文で棄却・不受理とした(確定)。

### 「コメント〕

責任を負うものではない。」

自費出版の出版業者が出版物の内容につき著作権侵害等の責任を負うかが争われた事案であるが、出版業者が著者の指示によって自らスキャン等の複製行為をしているという点に特徴のある事案である。そして自ら複製行為をした出版業者の不法行為責任の有無について、原審と控訴審で異なる判断が示された。原審は、Zが持ち込んだ図版等をYがスキャナーで取り込んだり描き直したりして物理的に複製したことから、当然に、複製権侵害の主体に当たると考えたようである。これに対し控訴審は、これらの行為は印刷製本の準備行為に過ぎず、Zの手足としての行為であるから、このような行為をZによる侵害行為とは別個独立の侵害行為と評価することはできないと述べてYの不法行為責任を否定した。

いわゆる「手足論」に物理的行為者の侵害主体性を阻却する効果が認められるかについては学説上も明らかではないとされているところであり

<sup>11</sup>、控訴審判決の判示は注目に値する。この判決については、判決文の写しを入手できたことから、別稿において詳しく論評することを予定している <sup>12</sup>。

# 【7】札幌地裁令和2年6月1日判決(損害賠償請求事件)

### [事案の概要]

原告 X は、桜の咲く公園の写真(本件写真。解像度は 1024×683 ピクセル)を撮影し、flickr に掲載していた。被告 Y 社は同サイトから本件写真をダウンロードし、X に無断で、自社のウェブサイトにこれを掲載した。その際、解像度を 844×564 ピクセルに変更した。

この行為が著作権(公衆送信権、翻案権)及び著作者人格権(同一性保持権、氏名表示権)の侵害に当たるとして、Xが損害賠償を請求した。

#### [制]

裁判所は、本件写真が著作物に当たると判断したうえで、Yの行為は公衆送信権、氏名表示権及び同一性保持権の侵害に該当し、過失も認められるとして、8万円(使用料相当額5万円+慰謝料3万円)と遅延損害金の限度で請求を認容した。

写真の解像度を低下させたことが改変に当たるとして同一性保持権の 侵害を認めている一方で、同じ行為が翻案権の侵害にも当たるとするXの 主張に対しては、「これを新たな創作的表現と見ることはできないから、 翻案権侵害は成立しないと解する(最高裁判所平成13年6月28日第一小 法廷判決・民集55巻4号837頁参照)」と判示している(確定)。

### [コメント]

\_

参照されている平成13年最高裁判決(江差追分事件上告審)によれば、翻案行為とは「具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより……別の著作物を創作する行為を

<sup>11</sup> 上野達弘「いわゆる手足論の再検討」『飯村敏明先生退官記念論文集 現代知的 財産法 実務と課題』(発明推進協会、2015年) 1113 頁。

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> 谷川和幸「自費出版の出版業者が著者の手足として行った複製についての著作権侵害の主体」法と政治74巻2号 (2023年)掲載予定。

いう」とされているから、解像度の変更が翻案に当たらないとする判示は 正当である。

同一性保持権についても、1024×683 ピクセルの画像を 844×564 ピクセルに変更したとしても縦横比は変わらず、わずかなサイズの縮小にとどまるのであるから、これをもって「意に反する改変」があるというべきであるかについては疑問がある。

## (3-2) 発信者情報開示請求事件

【8】札幌地裁令和2年1月31日判決(発信者情報開示等請求事件) [事案の概要]

原告 X が撮影した写真(本件写真1)を X 自身のウェブサイトに掲載していたところ、氏名不詳の発信者(本件発信者1)が「Yahoo!知恵袋」(本件サイト1)に以下とおりの文章とともに、本件写真1を X に無断で転載・投稿した(本件投稿1、本件アップロード行為1)。これが複製権及び公衆送信権の侵害に当たるとして、 X が被告 Y 社 (ヤフー株式会社)に対し、発信者情報開示請求をした事案である。なお「Yahoo!知恵袋」とは、不特定多数の者が、様々なテーマについて、知識や経験を有する者に質問をすることを目的とした電子掲示板である。

本件写真1のオリジナルのサイズは495×328 ピクセルであるが、本件投稿1に添付された画像(本件投稿画像1)では320×212 ピクセルに縮小されている。また本件写真1にはX自身によって書き入れられたXの氏名等(本件氏名表示1)が表示されているところ、本件投稿画像1にもそれがそのまま表示されている。そして本件投稿1において、Xが運営するウェブサイトへのリンクやURLの記載はされていない。

Yは、本件投稿1における本件写真1の利用は適法引用(著作権法32 条1項)に当たると主張した。 本件投稿1(ただし写真は画像生成 AI を用いて筆者が作成したイメージ画像)

Nikon の COOLPIX S3000 で星の写真を撮ったんですが、まったくうつりません!

この写真での星の撮り方について教えてください!

僕は初心者です!

できれば星が一回転する所がわかるこんな写真がいいです☆



### [判旨 13]

裁判所は引用の適法性の判断基準として美術鑑定書事件知財高裁判決 <sup>14</sup> とほぼ同様の一般論を述べたうえで、次のように判示して適法引用の成立を認め、Xの請求を棄却した。

「本件投稿1の内容からすれば、本件投稿画像1は、本件発信者1が記載した質問部分とは明瞭に区別されているといえる。そして……本件投稿1の内容によれば、本件発信者1は、夜空の星を写真撮影するための方法を質問するに当たって、撮影したい写真のイメージを伝える目的で、本件アップロード行為1をしたものとみるのが相当であり、その目的に不当な点はないというべきである。また、撮影したい写真のイメージを言語化して正確に伝えることは極めて困難であること、サイト閲覧者にイメージを共有してもらえなければ適切な回答を得ることはできないことからすれ

14 知財高判平成22年10月13日判時2092号136頁(「他人の著作物を引用して利用することが許されるためには、引用して利用する方法や態様が公正な慣行に合致したものであり、かつ、引用の目的との関係で正当な範囲内、すなわち、社会通念に照らして合理的な範囲内のものであることが必要であり、著作権法の上記目的をも念頭に置くと、引用としての利用に当たるか否かの判断においては、他人の著作物を利用する側の利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などが総合考慮されなければならない」。

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> この判決については判決文の写しを入手できたことから、判決文を長めに引用 して紹介する。

ば、本件発信者 1 が、質問の末尾に本件投稿画像 1 を添付した行為は、上記目的を達成するために必要かつ相当な範囲の行為であったというべきである。さらに……本件投稿画像 1 には本件氏名表示 1 がそのまま掲載されていることが認められることからすれば、本件アップロード行為 1 においては、X が本件写真 1 の著作権者であることが示されているといえる。加えて……本件サイト 1 上においては、本件投稿画像 1 が大きく表示されているものではないことが認められることからすれば、同画像が独立して鑑賞の対象とされることは考え難いというべきである。

以上の各事情を総合考慮すると、Xが指摘する点を考慮しても、本件アップロード行為1については、引用して利用する方法や態様が公正な慣行に合致したものであり、かつ、引用の目的との関係で社会通念に照らして合理的な範囲内のものであったというべきである。」

Xが控訴したが、控訴審(札幌高裁令和2年10月9日判決)も以下の 点を補足したほかは原判決を引用して、控訴を棄却した。

第1に、原判決の上記紹介部分の前半の段落の末尾に、「本件アップロード行為1について、本件発信者1は経済的利益を得ようとしているものではなく、本件写真1の著作者であるXに不当な影響を及ぼすものとも認められず、本件投稿画像1を含む本件投稿1は、上記のような電子掲示板への質問の投稿として、本件写真1の著作者であるXのウェブサイトへのURL リンク等が付されていないことによって違和感が生じるものではない」との判示が追加された。

第2に、引用元サイトに対するリンクもその URL の記載もないことから出所の明示(著作権法 48条)に反しており、したがって 32条1項にいう「公正な慣行」に合致しないとする X の主張に応答して、「同法 32条1項所定の引用として適法とされるには、『公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道・批評・研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われる』ことが必要であるとともに、これに従えば足りるもので、同法 48条が要求する出所の明示が常に必要とは解されない。したがって、これについては、本件アップロード行為 1 が、公正な慣行に合致するか否かなど同法 32条1項所定の要件の充足について検討されるべきである」と述べた。

第3に、32条1項所定の要件の充足の判断について、原判決が挙げた事

情に加えて、「本件サイト1のように、不特定多数の者が、多種多様なテ ーマについて、知識や経験を有する者に質問をすることを目的とした電子 掲示板に、その分野に詳しくはない者が、写真の撮影方法についての質問 を投稿する際、撮影したい写真のイメージを共有してもらうために、他者 の著作物である写真を示し、その撮影手法を質問したりすることは社会一 般に行われているものである」こと、「本件投稿画像1は、本件写真1を 縮小して複製したものであること」、「本件投稿1において、本件投稿画像 1が本件発信者1の撮影したものでないことは、本件投稿1の趣旨から明 らかであり、本件発信者1の著作物と誤信されることは考え難いこと」を 追加的に指摘し、「本件アップロード行為1は、公正な慣行に合致するも のであり、引用の目的との関係で社会通念に照らして合理的な範囲内のも のであると認められる」と述べた。

第4に、Xが主張するようなリンクや URL の掲載は「引用として望ま しい方法ということはできるものの、本件サイト1は、上記のとおり、不 特定多数の者が、多種多様なテーマについて、知識や経験を有する者に質 問をすることを目的とした電子掲示板であって、鑑賞の対象として画像を 投稿するものではなく、このような電子掲示板において質問をする際に、 引用元サイト名及び引用元ファイル URL を掲載すること、あるいは引用 元サイト名の表示とともに引用元ファイルにリンクを貼ることが公正な 慣行になっているとは認められないし、上記のような電子掲示板への質問 の投稿について厳格な行為を要求することは、表現の自由を過度に制約す ることになりかねないもので相当ではな」いと判示した。

これに対しXが上告及び上告受理申立てをしたが、最高裁は例文で棄 却・不受理とした(確定)。

### 「コメント」

「Yahoo!知恵袋」において、撮影したい写真のイメージを伝えるための参 考画像として写真を投稿したことが適法引用に当たるとされた事例であ る。また、高裁判決が表現の自由に言及している点も注目される <sup>15</sup>。

15 金子敏哉「日本の著作権法関係裁判例における憲法・表現の自由への言及状況」

あくまでも本件の事実関係を前提とする事例判断ではあるものの、「報道、批評、研究」(32条1項)以外の目的での引用が適法と認められることは珍しく、社会一般に行われている軽微な利用行為を違法としないための寛大な判断として、あるいは逆の視点からは過度に著作権を制限する不当な判断として、注目に値する判決である。その結論には賛否両論が予想されるところではあるが、いずれにせよ、適法引用の成否に関する極めて重要な判断を示した高裁レベルの判決として、学界に知られるべき事例のように思われる。

# 【9】札幌地裁令和2年3月11日判決(発信者情報開示等請求事件) [事案の概要]

原告 X が、自身が撮影した写真が無断で侵害サイト1及び2に掲載されているとして、被告 Y 社に対して、両侵害サイトに係る発信者情報の開示を求めた事案である(なお X は訴状の段階では Y も侵害の幇助者である等と主張して損害賠償請求をしていたが、のちに同請求を取り下げている)。 侵害サイト1は、Y が管理するレンタルサーバーを利用している。また Y は、侵害サイト2が利用するドメインを管理するレジストラでもある。争点は、侵害サイト2における原告写真の無断投稿(本件投稿2)に関して、Y が開示関係役務提供者に当たるか否かである。

### [制]

裁判所は「レジストラとしての立場では、他人の通信を媒介するとも、特定電気通信設備を他人の通信の用に供するとも、直ちにはいえないから、本件投稿2に関して、Yが開示関係役務提供者に当たるとは認め難い」として、侵害サイト2に係る開示請求を棄却した。他方、侵害サイト1に係る開示請求については、公衆送信権等の侵害を認め、請求を認容した(確定)。

高倉成男=木下昌彦=金子敏哉編『知的財産法制と憲法的価値』(有斐閣、2022年) 94 頁によれば、裁判所の判断内において「表現の自由」に言及される事例は極めて 少ない。

<sup>20</sup> 知的財産法政策学研究 Vol. 68 (2023)

### [コメント]

レジストラは開示関係役務提供者に当たらないとした一事例である。同様の事例として、東京地判平成30年8月28日LEX/DB25557023(平成30年(ワ)第3582号)及び東京地判令和4年6月10日裁判所Web(令和3年(ワ)第15535号)がある。

# 【10】札幌地裁令和2年8月6日判決(発信者情報開示等請求事件) 「事案の概要〕

原告 X が、自身が撮影した写真(本件写真)が無断でインターネット上のまとめサイト内の投稿に掲載されて複製・送信可能化されているとして、同サイトが利用しているレンタルサーバーの提供者である被告 Y 社に対し、契約者の氏名・住所等の発信者情報の開示を求めた事案である(なお X は訴状の段階では Y も侵害の幇助者である等と主張して損害賠償請求をしていたが、のちに同請求を取り下げている)。

問題の投稿は、「秋田県って田舎なんやろな」「それではこちらをご覧ください」等と題する5ちゃんねる(電子掲示板)のスレッドをまとめたものの一部であり、「すまんがこれが那覇や 秋田とかワンパン」という文章とともに3枚の画像が掲載されている。このうちの1枚が、那覇市内を撮影した本件写真である。Yはこの掲載が適法引用(著作権法32条1項)に当たると主張した。

#### [制]

裁判所は、本件写真の出所が明示されていないこと、本件写真に係る意見や説明は一切記載されていないこと、秋田との比較対象として掲載する那覇市の写真は市内を撮影した写真であれば何でもよく、本件写真である必要はなかったことなどを指摘し、「本件投稿において、本件写真を用いる必然性、必要性はなかったものといわざるを得ない」「公正な慣行に合致し、かつ、その目的のために正当な範囲内で行われたと認めることはできない」として、適法引用の成立を否定して複製権及び公衆送信権の侵害を認め、Xの請求を認容した(確定)。

[コメント]

【8】判決とは異なる民事部の判断であり、インターネット上の写真の無断利用の事案について適法引用の成立を消極的に解する従来の傾向に沿うものである。【8】判決の事案と同様に、本件写真にもXが予め書き入れたXの氏名が表示されていたが、そのことは結論に大きな影響を与えていない。

### (4) 商標法に関する事件

【11】千葉地裁佐原支部令和2年2月4日判決(損害賠償請求事件) [事案の概要]

原告 X 社はクリーニングのフランチャイズを全国展開している会社であり、X 商標につき商標権を有している。被告 Y 社はクリーニング業等を目的とする会社であり、千葉県内で複数の店舗を経営している。X と Y は、X をフランチャイザー、Y をフランチャイジーとするフランチャイズ契約(本件契約)を締結しており、Y は本件契約に基づき、その経営するクリーニング店の店舗看板に X 商標を表示していた。

本件契約の契約書には次の条項があった。①本件契約が終了した場合には、YはX商標の使用を直ちに中止し、30日以内に看板等に表示された商標等一切を撤去しなければならない(14条2項)。②Yが同項に違反した場合には、Xは、Yの年間総売上げの2%に相当する金額を予定損害賠償金として請求できる(15条2項)。

YはXに対し本件契約を終了する旨の退会届を提出し、平成28年12月31日付で本件契約は終了した。しかしその後も、Yの経営するクリーニング店15店舗では引き続き、X商標が看板に表示された状態が続いていた(11店舗では平成29年5月まで、4店舗では同年7月まで)。

Xは、本件契約終了後もYがX商標の使用を継続したことが商標権侵害 又は本件契約14条2項違反であると主張し、商標法38条2項若しくは3 項又は本件契約15条2項に基づく損害賠償を選択的に請求した。これに 対しYは、損害不発生の抗弁(最判平成9年3月11日民集51巻3号1055 頁参照)で争うとともに、本件契約15条2項の損害額の予定が公序良俗 違反で無効であると主張した。

### [判旨]

裁判所は、YによるX商標の使用の継続が商標権侵害であり、本件契約14条2項にも違反することを前提に、損害額の算定を行った。まず、商標法38条2項による請求については、同項は損害を被った事実までを推定するものではないところ、YがX商標の表示された看板を掲げたままクリーニング業を継続したことにより、Xが具体的にどのような損害を被ったのかについては主張立証が十分なされていないとして棄却した。

次に38条3項による請求については、Yによる損害不発生の抗弁に応答して、XがX商標を用いてクリーニングサービスに関するフランチャイズを全国的に展開していること及びYが店舗に目立つ形でX商標が表示された看板を掲示していたことから、「X商標に顧客吸引力が全く認められず、X商標を使用することがYの売上げに全く寄与していないことが明らかであるということはできない」と判示した。もっとも、侵害期間が数か月であることなどから、この請求の損害額は次に検討する本件契約15条2項に基づく請求の損害額を超えることはないとして棄却した。

最後に本件契約 15 条 2 項による請求については、同項の 2%という割合が、違反の内容や程度、期間にかかわらずに定められていること、Yの侵害によってXが具体的にどのような損害を被ったのか明らかでないことから、Xに予想される損害の程度と比較すると著しく均衡を失しており、適正な損害賠償の額を超える部分は公序良俗に反すると判断した。具体的には、本件契約で定められていたロイヤルティが 0.3%であること及び本件契約の契約期間が 3 年間であったことから、本件契約の契約期間にXがYから支払いを受けられるのは 0.9%に相当し、この額が適正な額であるとして、これを超える部分は無効であると判断した。その結果、Yの年間総売上げの 0.9%に相当する金額の限度で損害賠償請求が認められた(控訴後和解)。

### 「コメント」

フランチャイズ契約終了後に商標の使用を継続したことによる損害賠償の金額が問題となった事案であり、同契約中の損害額の予定の条項が公序良俗に反するとして一部無効とされた事例である。

【12】大分地裁令和2年3月12日判決(商標権に基づく侵害停止等請求事件) [事案の概要]

原告X社は、指定商品を「とらふぐ(生きているものを除く)、とらふぐを原料とする加工水産物」とする文字商標「とらふぐ三昧」(登録第 5380198 号)の商標権者である。

被告Y社は食料品の販売等を業とする株式会社であり、とらふぐ及びとらふぐを原料とする加工水産品のインターネット通販を行う際に、そのウェブサイト内において、「本場下関直送国産とらふぐ三昧竹コース 10 点」の文字列等からなる画像(下記参考画像参照)や、「国産とらふぐ三昧豪華竹コース 10 点セット」等の文字列(これらをあわせて「被告使用商標」という)を使用した。

Xは、Yが被告使用商標を使用して広告を提供したことが商標権の侵害に当たるとして、差止め及び損害賠償を求めて提訴した。Yは、本件商標権は商標法3条1項6号に該当し無効である又は26条1項6号により効力が及ばないと反論した。



参考画像 16

 $<sup>^{16}</sup>$  https://web.archive.org/web/20170406072032/http://item.rakuten.co.jp/ajien/fugu8set/より引用。

<sup>24</sup> 知的財産法政策学研究 Vol. 68 (2023)

### [判旨]

裁判所は、「とらふぐ三昧」という言葉は「とらふぐ」と「三昧」という2つの普通名詞を組み合わせたものであるところ、「三昧」は「名詞の後に付いて当該名詞にまつわる行為を一心不乱に、あるいはむやみやたらにする様子を表す用法をもつ」と認定した。そのうえで、被告使用商標は「とらふぐを用いた複数の食品を組み合わせたセット商品の内容を端的に示すために、あるいは、とらふぐ料理の量が豊富であることを宣伝する文句として用いられていたもの」であり、一般消費者もその意味合いで捉えるのが通常であるから、商標的使用には当たらず(26条1項6号)、本件商標権の効力は被告使用商標には及ばないとしてXの請求を棄却した。

これに対しXが控訴したが、控訴審(福岡高裁令和2年9月8日判決) も原判決を引用し、「本件商標である『とらふぐ三昧』という文字列自体が とらふぐをふんだんに使用していることを意味するものにすぎないもの であるところ、被告使用商標における上記文字列の用法も、被告商品の説 明として、とらふぐの分量等が満足すべきものであることを示すなどの意 味合いを有するにとどまり、一般人の通常の認識からしてこれをもって被 告の商品であるとの結び付きを認識するものとはいえない」と補足して控 訴を棄却した(最高裁の上告不受理決定で確定)。

### [コメント]

商標的使用に当たらないと判断された一事例である。「三昧」が表す意味と上記参考画像のような使用態様からすれば、一般消費者がこれを出所表示とは認識しないとする裁判所の判断は正当であろう。なお被告は「海鮮ざんまい」の登録が否定された審決(不服 2015-19978)を引用して3条1項6号該当による無効の主張もしていたが、裁判所はこの点の判断はしていない。

# 【13】福岡地裁令和2年3月12日判決(商標権侵害行為差止等請求事件) [事案の概要]

原告Xは、菓子・パンを指定商品とする本件商標権の商標権者である。 Xは、被告Y社が洋菓子を販売するに当たり、被告各標章を商品の包装に 付して販売したこと等が商標権侵害に当たるとして、使用の差止等を請求 して提訴した。

本件の主たる争点は、商標法3条1項柱書違反を理由とする登録商標無効の抗弁の成否である。すなわちYは、Xが本件商標を使用した実績がなく、「自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標」(3条1項柱書)に当たらないと主張した。

### [判旨]

裁判所は3条1項柱書の「自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標」の解釈について、グレイブガーデン事件東京地裁判決<sup>17</sup>と同様の一般論を述べたうえで、Xの使用実績及び使用予定について検討した。

裁判所の認定によれば、Xによる菓子・パンの製造販売過程を裏付ける証拠がなく、Xが主張する多額の売上げにつき税務申告もされておらず、さらにXは、菓子・パンの製造のための食品営業許可も取得していなかった。そのため、登録査定時や登録時においてXが現に使用していた事実は認められず、またその当時、本件商標を使用する具体的な予定を有していた事実も認められないと判断された。さらに、「その後本件口頭弁論終結日……までの3年余りの間に、Xが本件商標を使用して菓子及びパンの製造販売の役務に係る自己の業務を現に行い、又はこれらを具体的に計画した事実も認められない」と判断された。その結果、裁判所は、本件商標は「自己の業務に係る商品について使用する商標」には当たらないとして無

<sup>17</sup> 東京地判平成 24 年 2 月 28 日裁判所 Web(平成 22 年(ワ)第 11604 号)(「商標 法は、商標の使用を通じてそれに化体された業務上の信用が保護対象であることを 前提とした上で、出願人が現に商標を使用していることを登録要件としない法制 (いわゆる登録主義)を採用したものであり、その上で、商標法3条1項柱書きが、 出願人において『自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標』である ことを商標の登録要件とした趣旨は、上記のような法制の下において、他者からの 許諾料や譲渡対価の取得のみを目的として行われる、いわゆる商標ブローカーなど による濫用的な商標登録を排除し、登録商標制度の健全な運営を確保するという点 にあるものと解される。/そして、このような法の趣旨に鑑みれば、商標法3条1 項柱書きの『自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標』とは、出願 人が自己の業務に現に使用する商標又は近い将来において自己の業務に使用する 意思がある商標であることを要し、また、ここでいう『自己の業務に使用する意思 がある』といえるためには、単に出願人が主観的に使用の意図を有しているという のみでは足りず、自己の業務での使用を開始する具体的な予定が存在するなど、客 観的にみて、近い将来における使用の蓋然性が認められることを要するものと解す るのが相当である。」)

<sup>26</sup> 知的財産法政策学研究 Vol. 68 (2023)

効の抗弁を認め、Xの請求を棄却した(確定)。

### [コメント]

商標法3条1項柱書の「自己の業務に係る商品又は役務について使用を する商標」に当たるかが争われた一事例である。

【14】札幌地裁令和2年11月13日判決(商標権に基づく差止等請求事件) 商用データベースに掲載されている判決であり(D1-Law 28290427及び 判例秘書 L07551233)、簡単な紹介にとどめる。

原告は「レトルトパウチされた調理済みカレー」等を指定商品とする商標「地獄のカレー」(登録第5376915号)の商標権者である。原告が、被告が「血の池地獄カレー」等の名称のレトルトカレーを製造販売した行為が商標権侵害に当たるとして差止等を請求したところ、裁判所は、「地獄のカレー」と「血の池地獄カレー」をそれぞれ全体観察し、両者は類似しないと判断して請求を棄却した。

# 【15】福岡地裁令和2年11月13日判決(商号使用禁止等請求事件) [事案の概要]

原告X社は、「商品の販売に関する情報の提供」等を指定役務とする文字商標「売れるネット広告」(登録第5450389号)の商標権者である。

被告Y社は、「ureru」という文字を商号に含む株式会社であり、販売促進に関する情報の提供に関する広告を内容とする情報に「ureru」という文字(被告標章)を付して電磁的方法により提供している。

Xは、Yの商号及び被告標章の使用行為が商標権侵害又は不競法2条1項1号若しくは2号の不正競争行為に該当する等として、商号の使用及びウェブサイトにおける被告標章の使用の差止等を請求して提訴した。主たる争点は原告商標の分離観察の可否である。

### [判旨]

裁判所は分離観察の可否について、原告商標のうち「売れる」の部分が 外観において特別に強調されているわけではないこと、Xの業務分野にお いて役務の質を表示する語であって一般的に出所識別力が低いことなど から、「原告商標のうち『売れる』の部分が出所識別標識として強く支配的な印象を与えるということはできず、『売れる』の部分を要部として分離観察を行うことは相当ではない」と述べ、原告商標の全体を要部として類否判断を行うべきであるとした。

その結果、原告商標と被告標章とは、構成する文字の種類、文字数、称呼が大きく異なるうえ、観念も異なっている(被告標章からはインターネット広告という観念は生じない)ことから、非類似であるとされ、商標権侵害に当たらないとされた。不正競争についても同様に類似性が否定され、Xの請求は棄却された(確定)。

### 「コメント〕

裁判所が明示的に引用しているわけではないが、「強く支配的な印象を与えるということはできず」との判示部分は、つつみのおひなっこや事件最高裁判決(最判平成20年9月8日判時2021号92頁)を意識したものであると思われる。本判決は同最高裁判決のもとで商標の分離観察の可否について判断した一事例として位置付けられる。

# 【16】名古屋地裁令和2年11月26日判決(商標権移転登録請求事件) [事案の概要]

被告一般社団法人Yは、本件商標権1ないし3の商標権者である。Yは原告X社に対して事業の一部譲渡をした。その際の契約書には、YがXに対し、本件商標権1及び本件商標権3を含む、Yが権利を有する一切の商標の権利を無償で譲渡する旨が規定されていた。

XがYに対し、同事業譲渡契約において本件商標権1ないし3を無償で譲り受ける旨の合意をしたとして、移転登録手続きを求めて提訴した。

上記条項に明記された本件商標権1及び3については無償譲渡の合意があったことにつき当事者間に争いはない。第1の争点は、ここに明記されていない本件商標権2についての無償譲渡の合意の有無である。Xは上記条項に「Yが権利を有する一切の商標の権利」と書かれていることから、本件商標権2も含まれていると主張した。

第2の争点は、Yによる同時履行の抗弁権(民法533条)の主張である。 すなわちYは、移転する商標権についてYが通常実施権の設定を受ける旨 の合意があり、商標権の移転登録手続きは通常実施権の設定登録を受ける のと引き換えに行うと主張した。

### [判旨]

裁判所は第1の争点について、本件事業譲渡契約の他の条項の内容その他の事情に基づき、Yが本件商標権2を保有することが予定されていたといえるとして、譲渡の合意が存在しなかったと認定した。

第2の争点については、仮に通常実施権の許諾をしていたとしても、設定登録手続きをとることを求めることができるのは特約がある場合に限られるところ(最判昭和48年4月20日民集27巻3号580頁参照)、本件譲渡契約の契約書にはその旨の規定がなく、設定登録の特約があったとは認められないことから、引換給付の関係にはないとしてYの主張を退けた。

その結果、本件商標権1及び3の移転登録手続きを求める限度で請求が 認容された。これに対しYのみが控訴したが、控訴審(名古屋高裁令和3 年7月7日判決)は原判決を引用して控訴を棄却した(確定)。

# [コメント]

商標権譲渡契約の解釈が問題となった一事例である。

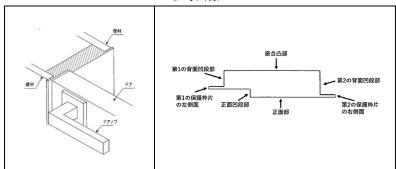
### (5) 意匠法に関する事件

【17】福岡地裁令和2年2月14日判決(意匠権侵害差止等請求事件) [事案の概要]

原告X社も被告Y社もともに、ドア枠材を含む建築資材の製造・販売を業とする株式会社である。Xは意匠に係る物品を「ドア枠材」とする意匠権を有する(意匠登録第1348083号)。

ドア枠材とは、ドア開口部の内周面の壁材に取り付けて使用する部材であり、その主な用途・機能はドアを閉めたときの密閉性を向上させることにある。下記参考画像(左)はドア枠材の使用状態を示す参考斜視図である(斜線部分がドア枠材の断面)。図が示すように、壁材と壁材の間に嵌合凸部を嵌合させて使用するため、施工後の使用状態においては、物品の体積の大部分は壁内にあり、視認可能な部位は、第1の保護枠片の左側面、正面凹段部、正面部及び第2の保護枠材の右側面となる(これらの部位の

位置については下記参考画像(右)を参照)。



### 参考画像 18

Xは、Yが製造・販売するドア枠材(被告各製品)が本件意匠に類似し、 意匠権の侵害であると主張し、被告各製品の製造・譲渡等の差止等を請求 して提訴した。主たる争点は、本件意匠と被告意匠の類否である。

# [判旨]

裁判所はまず、建物建築工事やリフォーム工事の注文者である施主(建物販売業者や建物を発注・利用する者)が取引者及び需要者であるとし、「ドア枠材は、施工後においても、その一部は外部に露出し、建物の開口部及びその周辺の美感に影響を及ぼすものであるから、取引者及び需要者である施主は、施工後においても外部に露出している部分、すなわち、建物利用者によって視認される部分の形態に注目して、ドア枠材を観察するものということができる」と述べた。そして、施工後も視認可能な部位(第1の保護枠片の左側面、正面凹段部、正面部及び第2の保護枠材の右側面)に係る形状は取引者及び需要者の注意を強く惹く一方で、壁内にあり外部から視認されない部位(第1の背面凹段部、嵌合凸部、第2の背面凹段部)は注意を強く惹くとはいえないことを踏まえて、以下の3点の構成(すなわち、施工後に視認できるドア枠材幅が狭小で、これがシャープな印象の

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> いずれも意匠公報 (意匠登録第 1348083 号) より引用。ただし右側画像中の名称 と矢印は筆者が加筆したもの。

<sup>30</sup> 知的財産法政策学研究 Vol. 68 (2023)

デザイン性を特徴付けている)が本件意匠の要部であると認定した。

- ①第1の保護枠片の厚みと第2の保護枠片の厚みの比が1:1であること
- ②第1の保護枠片の厚みと正面凹段部の厚みの比が1:3であること
- ③第1の保護枠片の厚みと、物品全体を正面部方向から見た際の横幅の比が1:50であること

他方、被告意匠では第1の保護枠片の厚みと第2の保護枠片の厚みの比が約1:2であることに加え、第1の保護枠片の厚みと正面凹段部の厚みの比が3:1(本件意匠とは逆転している)であることから、面的で厚ぼったい印象となっており、本件意匠とは異なる美感を起こさせるために非類似であると判断され、Xの請求は棄却された(確定)。

### 「コメント〕

意匠の類否を判断した一事例である。

# 3. おわりに

未公開判決の中に法的に重要な判断をしたものが埋もれているのではないか、との問題意識からはじめた本研究であるが、令和2年の知財判決を対象とした本稿の調査でも、いくつもの重要な判決の存在を知ることができた。

とりわけ、著者の「手足」として複製を行った自費出版業者は独立の不法行為責任を負わないとした【6】番の名古屋高裁判決と、このような写真を撮りたいというイメージを伝えるための参考画像として利用することが適法引用に当たると判断した【8】番の札幌地裁・高裁判決は、いずれも極めて興味深い高裁レベルの判断であり、公開されて批判的な検討の俎上に載せられることで学界の議論のさらなる発展の契機ともなりうる判決であるように思われた。

このような重要な判決がほとんど知られずに埋没することは学界にとって大きな損失であり、民事判決の全件公開の実現への期待を改めて強くした次第である。本稿による未公開判決の紹介が学界の議論の発展に寄与するところがあれば幸いである。